

令和8年4月1日
由利森林管理署

大平・水無地域森林整備推進協定の締結（更新）について

由利本荘市、森林整備センター秋田水源林整備事務所、本荘由利森林組合、子吉川流域林業活性化センターならびに由利森林管理署では、民有林と国有林が連携して森林整備を進めるため、令和3年度に森林共同施業団地の設定に関する協定を締結しておりましたが、この度、同協定を更新したのでお知らせします。

記

- 1 協定締結月日 (当初) 令和3年5月14日
(更新) 令和8年3月31日
- 2 協定締結期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
- 3 協定書名 大平・水無地域森林整備推進協定書
- 4 協定締結者 由利森林管理署長 木村 秀樹
由利本荘市長 湊 貴信
国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林整備センター秋田水源林整備事務所長 三津山 博文
本荘由利森林組合代表理事組合長 小松 佳和
子吉川流域林業活性化センター会長 湊 貴信
- 5 協定箇所 秋田県由利本荘市鳥海町上笹子地域
- 6 設定面積 1, 876.79ha
(内訳) 国有林 1, 039.80ha
由利本荘市有林 566.11ha
森林整備センター林 270.88ha

7 目的

この協定は、大平・水無地域の森林の多面的機能の高度発揮と資源の循環利用を図るため、協定者が連携、協力して団地化を推進し、合理的な路網の整備及び効率的な森林施業の実施に取り組むことを目的としています。

8 民国で連携して取り組む事業の内容

- ・ 林道や搬出路等の共同利用による間伐等森林施業の効率化の推進
- ・ 山土場等の共有による搬出・運搬作業の効率化の推進
- ・ 伐採時期の同調による収穫量拡大に伴う安定供給と有利販売の推進

【問合せ先】

東北森林管理局由利森林管理署 森林技術指導官 佐藤 博志

電話：0184-22-1076

E-mail：hiroshi_sato000@maff.go.jp



森林整備推進協定運営会議を開催し協定延長を決議しました



大平・水無地域森林整備推進協定書

(名称)

第1条 この協定は、「大平・水無地域森林整備推進協定」と称する。

(目的)

第2条 この協定は、大平・水無地域の森林・林業の再生に向け、森林の多面的機能の高度発揮と資源の循環利用を図るため、協定者が連携、協力して団地化を推進し、合理的な路網の整備及び効率的な森林施業の実施に取り組むことを目的とする。



(協定対象地域の位置)

第3条 この協定の対象地域は別添「大平・水無地域森林整備推進協定位置図」に示す由利本荘市鳥海町上笹子地域の民有林(836.99ha)と鳥海町上笹子字大火国有林 1024林班外(1,039.80ha)の森林(面積 1,876.79ha)とする。

なお、協定対象地の具体的な林班は次のとおりである。

民有林:由利本荘市(旧鳥海町) 168、169、170、171、173、174、175林班

森林整備センター 364、586、878林班(由利本荘市(旧鳥海町)168、171、172林班)

国有林:1024、1025、1028、1029、1030、1032、1033林班



(森林共同施業団地)

第4条 協定者は、第3条の協定対象地において、合理的な森林作業道等の開設や効率的な間伐などの森林整備を、民有林と国有林が一体となり、連携して実施できる区域について森林共同施業団地(以下「施業団地」という。)を設定するものとする。

(実施計画)

第5条 施業団地において森林整備を推進するため、協定者は連携して、大平・水無地域森林整備実施計画(以下「実施計画」という。)を定めるものとする。

2 実施計画では、次に掲げる事項を定める。

- (1) 森林整備を行う森林の区域及び面積
- (2) 森林整備の目標に関する事項
- (3) 森林施業の集約化に関する事項
- (4) 森林施業の方法に関する事項
- (5) 路網の整備及び管理に関する事項
- (6) 事業計画(年次別、所管別、事業区分別、区域別)
- (7) その他(地域材の需要拡大等に関する事項)



(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、令和8年4月1日を始期とし、現行の子吉川地域森林計画の最終年及び国有林野施業実施計画の計画期間である令和13年3月31日までとする。ただし、有効期間満了に当たっては、協定者間で協議を行い、有効期間を5年間延長できるものとする。その際、延長した5年分の実施計画を新たに定めることとする。

(協定の変更又は廃止)

第7条 この協定の有効期間内に、諸般の事情により協定の変更又は廃止の必要が生じたときは、協定者は協議の上、協定の変更又は廃止することができる。

(運営会議)

第8条 協定者は、協定事項を処理するため、協議の上運営会議を開催するものとする。

2 運営会議は次に掲げる事項を行う。

- (1) 本協定に基づく森林の整備に関する事業の実施に当たっての連絡調整
- (2) 路網の設置及び維持管理に関する連絡調整
- (3) その他協定の実施に関し必要な連絡調整

(集約化の推進)

第9条 協定者は、民有林における施業の集約化の推進のため、協定対象区域及び施業団地の区域の拡大についても検討することとする。

(その他)

第10条 この協定の運営に関し、本書に規定のない事項については、互いに協議したうえ決定する。

以上、この協定の実施に当たっては、互いに信義を重んじ誠実に履行することを約し、各協定者署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年3月31日

由利本荘市長

湊 貴信



国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林整備センター秋田水源林整備事務所長

三津山 博文



由利森林管理署長

木村 秀樹



本荘由利森林組合代表理事組合長

小松 佳和

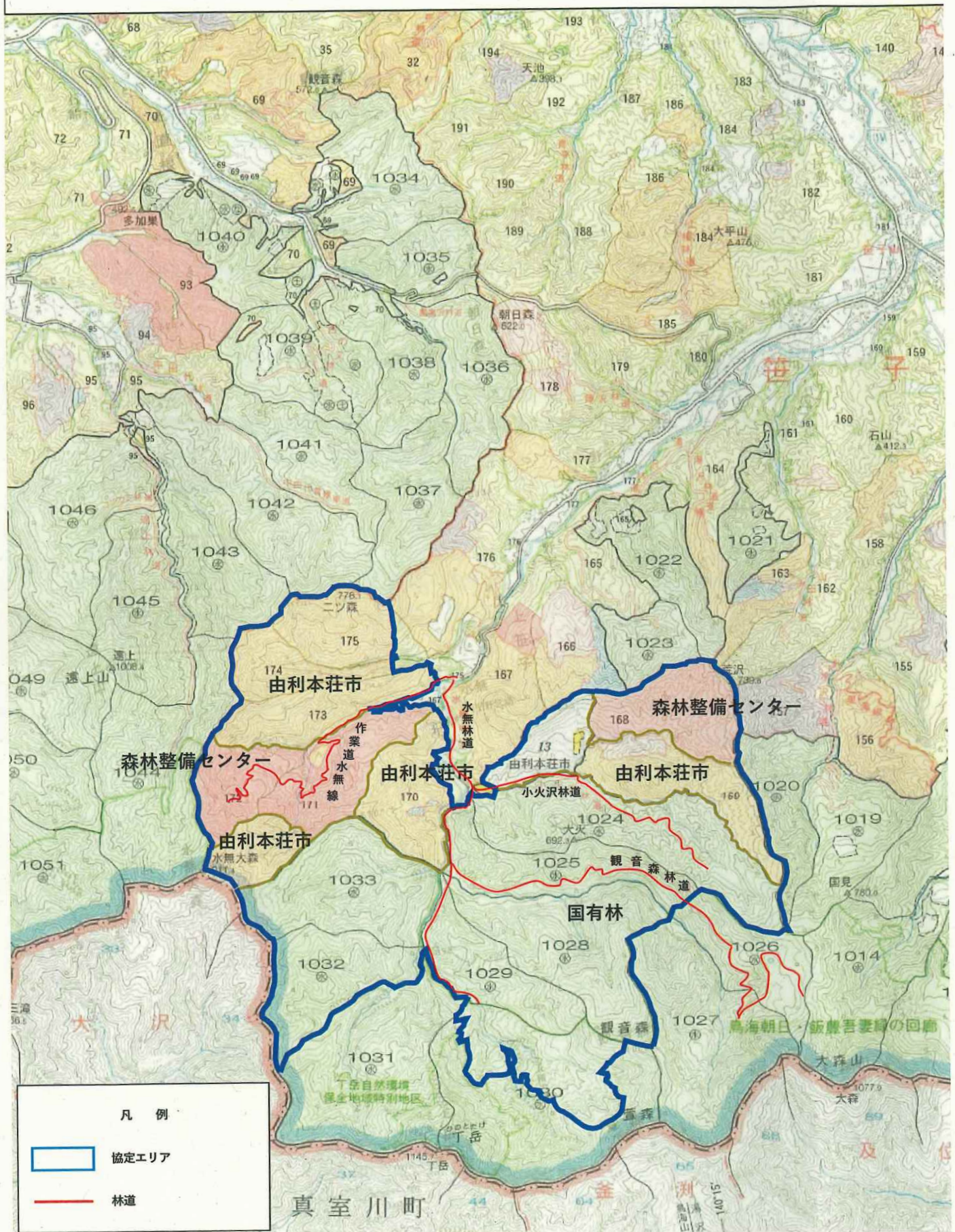


子吉川流域林業活性化センター会長

湊 貴信



大平・水無地域森林整備推進協定位置図



凡例

協定エリア

林道

大平・水無地域森林整備実施計画

大平・水無地域森林整備推進協定書(以下「協定書」という。)第5条に基づき、次のとおり森林整備実施計画を定める。

1 森林整備を行う森林の区域及び面積

(1) 区域

森林整備を行う森林の区域は、由利本荘市鳥海町上笹子地域の民有林と由利本荘市鳥海町上笹子字大火国有林 1024 林班外の森林とし、別図(事業図)に示す森林共同施業団地(以下「施業団地」)の区域とする。

(2) 面積等

施業団地の森林面積は、1,876.79haのうち本協定期間内における森林整備を行う森林の面積(以下「森林整備面積」という。)は、表1のとおり 62.60haとする。

(表1) 森林所有者別森林面積等

(単位:ha、m)

所有形態別	森林面積	森林整備 面積	路網整備延長		備考
			林道	森林作業道	
由利本荘市有林	566.11	22.42	0	0	
森林整備センター林	270.88	0	0	0	
国有林	1039.80	40.18	0	0	
計	1,876.79	62.60	0	0	

2 森林整備の目標に関する事項

- (1) 施業団地は、山地災害防止機能、水源涵養機能の発揮を重視する森林であることから、森林整備に当たっては、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の成長が旺盛な森林に誘導するための森林整備を推進する。
- (2) 具体的には、長伐期施業、複層林施業の推進、天然生広葉樹を保残するなどの適正な伐採方法を採用し、林床の安定化を考慮した適切な間伐を計画的に実施する。

3 森林施業の集約化に関する事項

- (1) 民有林と国有林が連携して、施業地を集約化し、効率的かつ低コストな間伐の実施に努める。
- (2) 施業地が集約化できない場合であっても、間伐の実施時期等について協定者間で調整を図り、集約化の効果が発揮できるように努める。

4 森林施業の方法に関する事項

(1)主伐の実施方法

- ① 主伐に当たっては、更新樹種の選択、現況等を考慮し、確実な更新が図られるよう伐採箇所、面積、更新方法を選択する。
- ② 皆伐又は漸伐を実施するに当たり、法令等に定められた限度及び要件がある場合は、その定められた範囲内で実行する。(保安林等の指定施業要件等)

(2)間伐等の実施方法

- ① 間伐は林分の健全化、林木の形質の向上等を図ることを目的として、林木の競合状態等に応じて実施する。
- ② 間伐率については、現地実態に応じて決定する。

(3)主伐及び間伐材の搬出方法

主伐及び間伐材の利用促進の観点から、民有林と国有林が連携して利用可能な木材を低コストで搬出できる現地に適合した、作業システムの検討及び導入を推進する。

5 路網の整備及び管理に関する事項

- (1) 協定者は、効率的な森林施業の推進、高性能林業機械を含む林業機械作業システムの導入促進等のため、林道(林業専用道を含む。)及び森林作業道等施設(以下「路網」という。)の計画的な整備に努める。
- (2) 路網の整備は、原則として協定者がそれぞれの所有山林で実施することを基本とし、整備後は適切な維持管理を行うものとする。
- (3) 路網の整備に当たっては、林地保全に配慮して作設するものとし、協定者が一体となって効率的な森林施業ができるよう、施業団地内を効率的に連絡する配置を検討する。
- (4) 路網の利用に当たっては、利用者はあらかじめ管理者に連絡するものとする。
- (5) 協定者及び協定者が発注した事業の受注者が、協定者それぞれが設置する路網を相互に利用する場合、通行料金は相互に無料とする。
ただし、他の者の通行を完全に遮断するなど路網を占有する場合はこの限りではない。
- (6) 協定者及び協定者が発注した事業の受注者が、協定者それぞれが所有する路網を利用する場合、善良な利用を心がけ、利用者が原因となる毀損等が発生した場合は、原則として原因者が復旧することとする。
なお、自然災害による毀損等についてはこの限りではない。
- (7) 協定者は、その責めに帰すべき事由により、立木竹、路網など協定締結相手方の財産に損害を与えた場合であって、復旧が困難又は不可能な場合は、これに相当する金額を補償しなければならない。

6 森林整備の年度計画

当該共同施業団地の森林整備の年度計画は、表2のとおりとする。

(表2) 森林整備の年度計画

(単位:ha、m³、m)

所有形態	施業種	R8	R9	R10	R11	R12	計
由利本荘市有林	主伐面積	0.00	0.00	2.44	0.00	0.00	2.44
	間伐面積	0.00	0.00	19.98	0.00	0.00	19.98
	利用材積	0.00	0.00	8,389.00	0.00	0.00	8,389.00
	林業専用道	0	0	0	0	0	0
	森林作業道	0	0	0	0	0	0
森林整備センター林	主伐面積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	間伐面積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	利用材積	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	林業専用道	0	0	0	0	0	0
	森林作業道	0	0	0	0	0	0
国有林	主伐面積	0.00	0.00	0.00	0.00	15.87	15.87
	間伐面積	0.00	0.00	0.00	0.00	24.31	24.31
	利用材積	0.00	0.00	0.00	0.00	8,743	8,743
	林業専用道	0	0	0	0	0	0
	森林作業道	0	0	0	0	0	0

7 その他

- (1) 地域材の需要拡大のため、民有林と国有林が連携して搬出間伐等に取り組むことにより、地域材の安定的な供給と利用促進に努める。
- (2) 当該森林共同施業団地内で自然災害等が発生した場合、協定者間で被災状況・復旧計画等の情報共有を行い、協定者が協調して迅速に被災森林の復旧に着手できる体制を強化する。また、得られた情報についてはできる限り迅速に周辺の地方公共団体等へも提供する。

大平・水無地域森林整備推進協定（共同施業団地）事業図

